

# 税理士が知っておくべき 相続税税務調査のポイントと対応事例

**講師 林 昇平**

東京税理士協同組合京橋支所  
東京税理士会京橋支部  
東京税理士協同組合日本橋支所  
東京税理士会日本橋支部

## 林 昇平 (はやし しょうへい)

税理士法人レガシィ  
士業支援事業部  
士業コンシェルジュ部第10グループ  
シニアマネージャー  
社員税理士



### 実績紹介

- 大学卒業後、**南米パラグアイに渡り、サッカー2部リーグでプレー**していた異色の経歴を持つ税理士。相続税申告対応件数500件超、生前対策提案・実行業務や法人組織再編提案・実行業務を100件以上従事。セミナー・研修講師としても各地で演壇に立つ

#### 生前対策業務

- ・年商100億の企業について将来の事業承継、有益な事業活動のための組織再編。
- ・土地50ヶ所以上の地主の底地整理（借地人交渉・外部売却等）

#### 相続税申告業務

- ・財産規模100億円の地主の相続を、土地評価業務、税務調査対策業務を中心に陣頭指揮
- ・財産規模15億の上場企業オーナー一族に伴う養子縁組死後離縁手続き及び未成年者特別代理人手続きを含めた申告対応
- ・初期報告時2000万円の納税見込み額を不動産の詳細評価及び特例を使い申告時には納税額0円にした。

#### 相続税税務調査業務

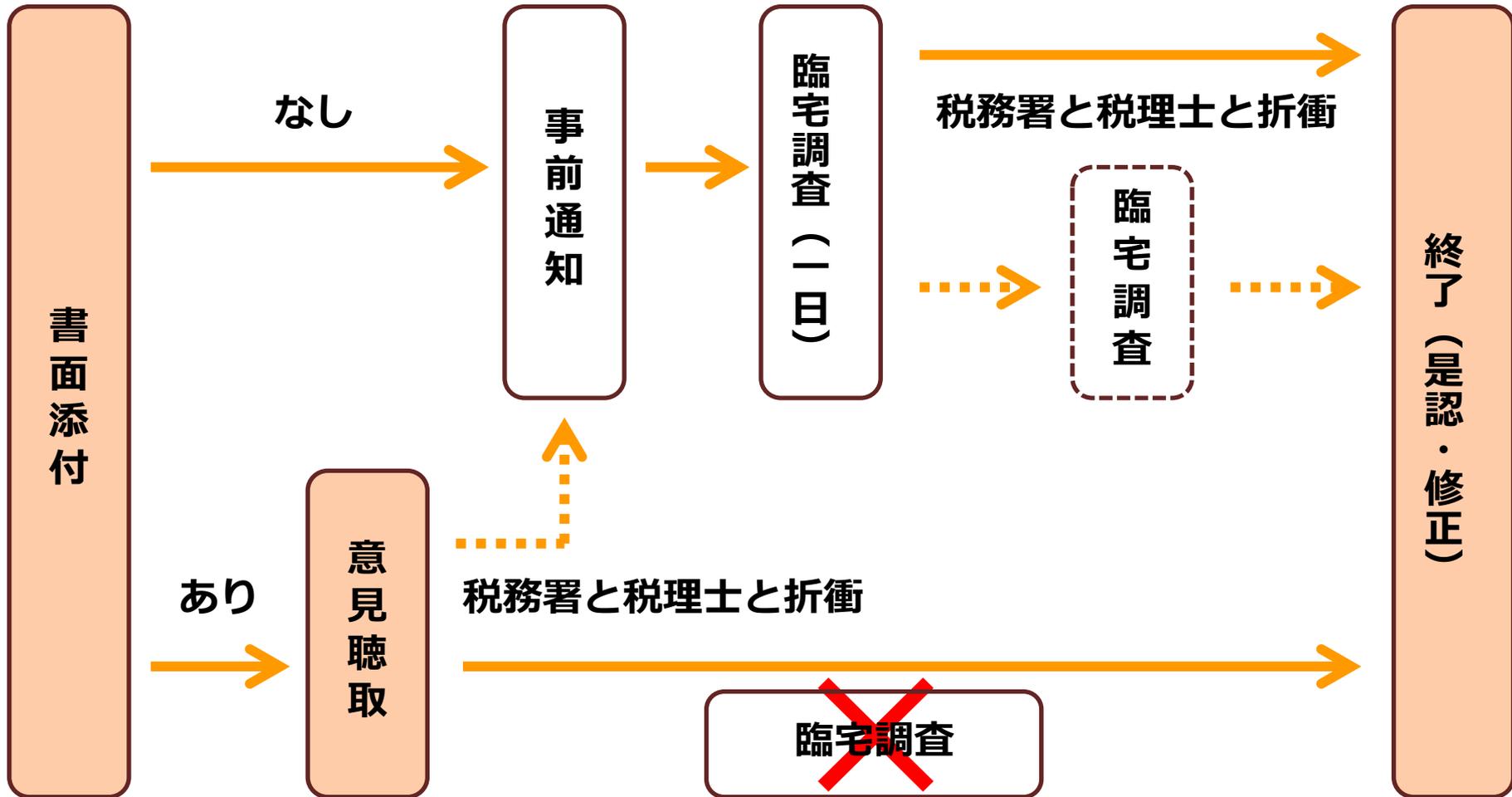
- ・3億円の生前不明出金について税務署から指摘を受ける。使途不明金の入出金の調査、相続人ヒアリング、それらを踏まえた税務署との交渉をした結果、納税者の主張が通り追徴を免れた。

1. 相続税税務調査の基本
2. 相続税税務調査のポイント
3. 対応事例
4. Q&A 調査官のこの対応にどう返す？

**法人税の税務調査との  
違いは何でしょうか？**

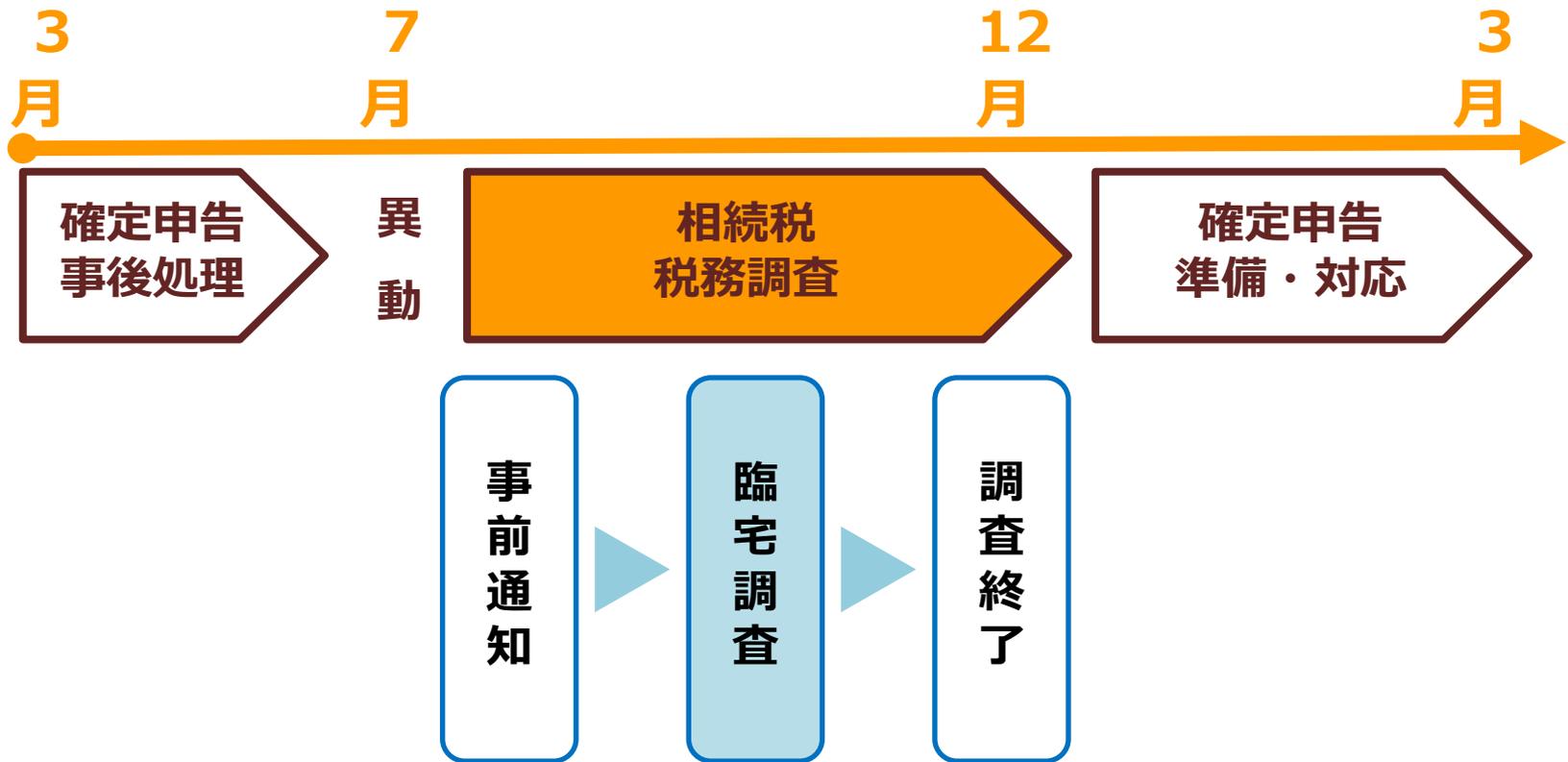
# 1. 相続税税務調査の基本

# 1. 税務調査の流れ



臨宅調査前に税務署が税理士の意見を聴く機会が与えられる。意見聴取の結果、不明点が解決されると臨宅調査へ移行せず、調査が終了する。仮に、臨宅調査へ移行した場合も事前に論点が絞られるため、早期決着が可能。

## 2. 税務調査の季節

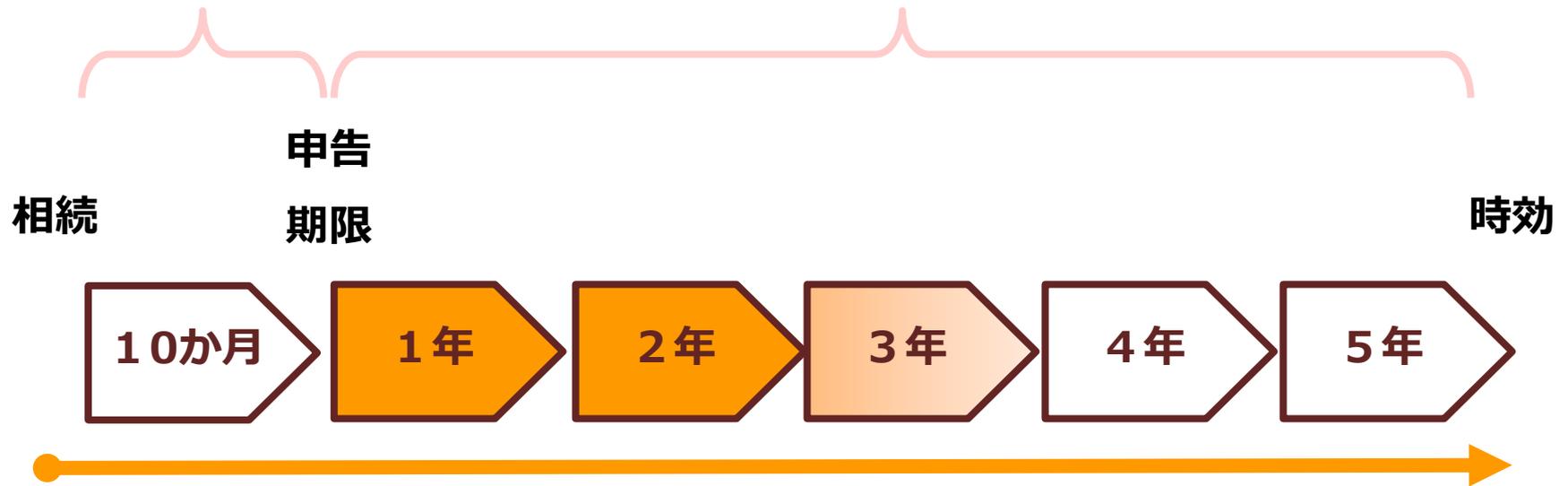


秋に調査が開始されることが多い

### 3. 税務調査の時期

相続税の申告期限は  
10か月後

増額更正できる期間  
は申告期限から5年



申告した年の翌年の秋～翌々年の秋  
に相続税の税務調査が行われることが多い

## 4. 税務調査の統計データ

### ■ 国税庁発表 税務調査事績

相続開始年 (調査 = 翌事務年度と仮定)	①	②	③	② / ①	③ / ②
	総申告 件数	臨宅調査 件数	修正等 件数	臨宅 調査率	修正等率
平成28年	105,880件	12,116件	9,930件	11.44%	81.96%
平成29年	111,728件	12,576件	10,521件	11.25%	83.65%
平成30年	116,341件	12,463件	10,684件	10.71%	85.72%
令和元年	115,267件	10,635件	9,072件	9.23%	85.30%
令和2年	120,372件	5,106件	4,475件	4.24%	87.34%
令和3年	134,275件	6,317件	5,532件	4.70%	87.57%
令和4年	150,858件	8,196件	7,036件	5.43%	85.84%

※ 1件当たりの申告漏れは3,209万円、追徴税額は816万円（令和4年）

## 2. 相続税税務調査のポイント

# 1. 税務調査に入りやすい規模・内容

調査事項	調査ポイント	狙われる理由
① 相続税 申告書	<input type="checkbox"/> 遺産総額 3 億円以上	相続税の税率が高い
	<input type="checkbox"/> 金融資産 1 億円以上	名義預金、贈与、貸付
② 所得税 確定申告書	<input type="checkbox"/> 生前の収入が多い	所得に見合った財産が計上されているか
	<input type="checkbox"/> 生前に不動産の売却	売却代金が相続財産に申告されているか
③ 職業	<input type="checkbox"/> 会社の創業者	非上場株式について名義貸しはないか
	<input type="checkbox"/> 訃報情報が新聞に掲載	著名人・上場会社の役員は所得が高い
④ 通帳履歴	<input type="checkbox"/> 高額な出金が頻繁	名義預金、贈与、貸付
	<input type="checkbox"/> 海外の入出金履歴	海外資産の申告漏れ

## 2. 税務調査で確認される項目

- ①名義預金・名義株式はないか？
- ②過去5年間に被相続人から相続人・親族に資金が流れているようなことはないか？
- ③相続人・親族の資産の購入代金を被相続人が拠出しているようなことはないか？
- ④相続人・親族の債務（借入金・未払金等）を被相続人が肩代わりしていないか？
- ⑤被相続人は直近に土地を売却していないか？  
売却している場合にはその代金の流れを十分に説明できるか？
- ⑥借入金は全て建物の建築に係るものか？  
建築代金をオーバーした借り入れがある場合には、  
その差額の用途を説明できるような支出項目はあるか？

税務署は銀行口座の取引履歴から把握します。

## 2. 税務調査で確認される項目

### ① 名義預金・名義株

相続人等の親族名義でその個々の親族の可処分所得を超えた金融資産があり、かつ印鑑や通帳などの状況から見てその金融資産が明らかに**被相続人の管理下**にあったと認められるものは、**名義預金・名義株として、相続財産に計上**しなければなりません。

### ② 貸付

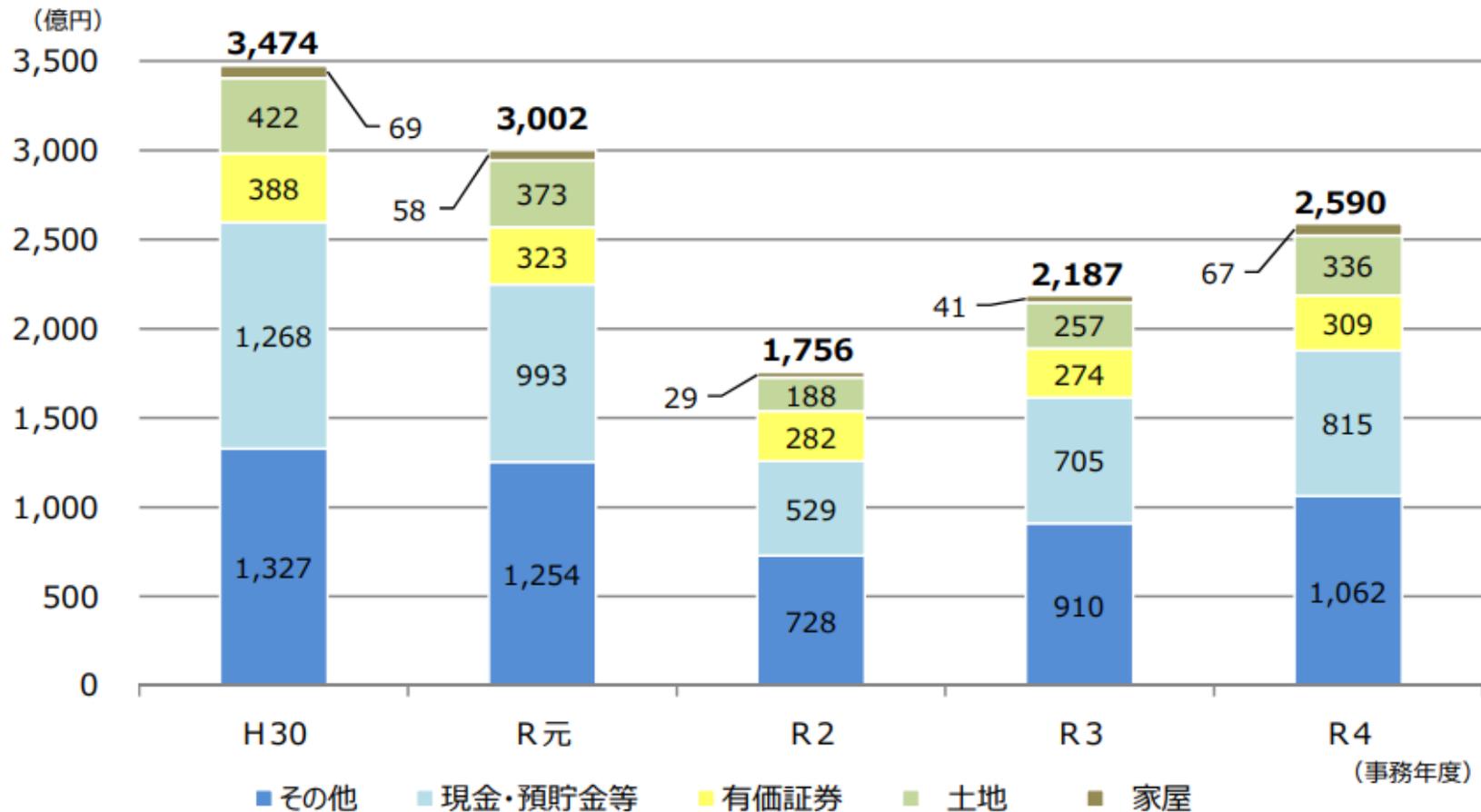
財産の管理の状況などから、その財産の所有権が親族に完全に移っていると認められるものの、**贈与の事実が確認できない**場合には、その財産の取得原資を被相続人から借受けているとみなされ、**貸付金としての財産計上**を求められることがあります。

### ③ 贈与

当事者に**贈与の認識**があり、これを**贈与契約書や贈与税の申告書**などで**客観的に証明**できる場合には、贈与とすることができます。贈与税についての課税上の消滅時効は6年ですが、時効を主張する場合には、少なくとも贈与の時期を証明出来、かつ受贈者がその財産を自由に使えるようになっていたことを立証する必要があります。

### 3. 税務調査で確認される項目

#### 最も多い財産は現金・預貯金



出典：国税庁「令和4事務年度における相続税の調査等の状況」令和5年12月

## 4. そもそも、なぜ税務調査が入るのか？

### ■ なぜ税務調査が入るのか？ 考えられる原因

- ① 自分（税理士）が間違って提出していた？（税理士のミス）
- ② 税理士・納税者と税務署との間で見解の相違があった？
- ③ 納税者の誤認、間違った認識があった？
- ④ 亡くなった方しか知らないことがあった？

例えば、

数年前は預金が2億円あったが、亡くなる直前は1億円しかなかった。  
差額の1億円はどこにいったのか？

- ② ⇒ 子供への贈与か貸付かで、見解が食い違った
- ③ ⇒ 子供たちがもらっていたのに忘れていた
- ④ ⇒ 別の口座に移していたが、相続人は知らなかつた

そもそも申告時に、どこまで確認できるか？が税務調査対策の第一歩。  
しかし、申告時に100%解決するのは難しい。

## 4. そもそも、なぜ税務調査が入るのか？

### 【対応例】

- 相続税申告にはグレーゾーンが存在する
- 税務調査対策業務で、問題点の洗い出し、整理
- 整理した上で調査を迎えるのと、  
調査が来てから確認するのとでは大きな違いが生まれる

## 5. 税務調査の連絡が来た。どうする？

### 【対応例】

- 意見聴取では相手が持っているボールを確認する
- 申告書を作成したときの経緯をそのまま答える  
その場ですべて答える必要はない
- 知らないことを聞かれることもあるが、  
どこが論点なのか分かれば大きな収穫となる

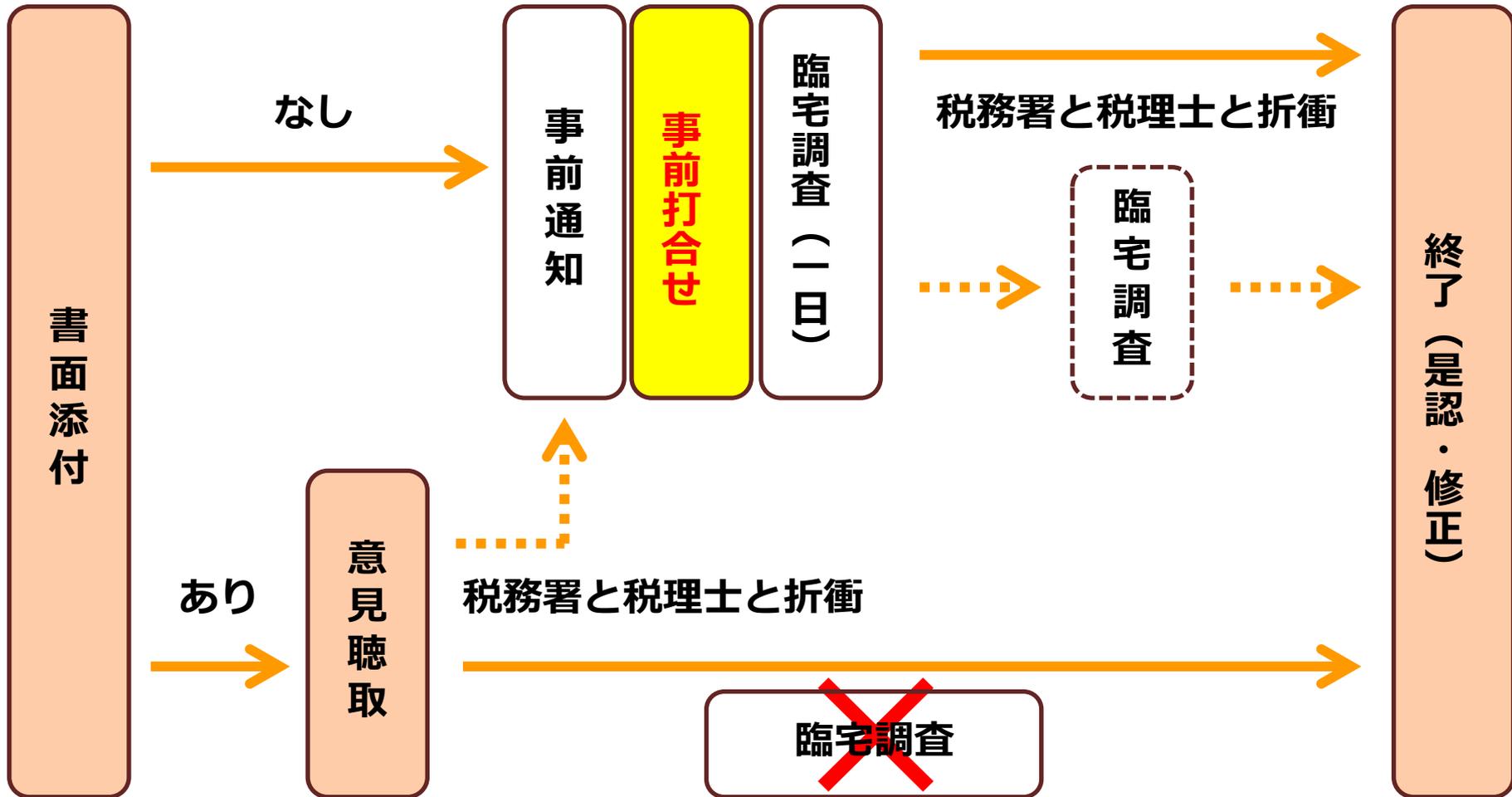
## 5. 税務調査の連絡が来た。どうする？

### 【対応例】

- 税務署が『〇月〇日に税務調査したい』と言ってきた。
- その日程で受ける必要はない。  
まず、お客様に税務調査を理解していただいた上で、お客様の都合で日程調整を行う。

お客様のマインドを中心に対応する。  
不安いっぱい状態で調査を受けることはない。

## 6. 事前打合せ



臨宅調査前に税務署が税理士の意見を聴く機会が与えられる。  
意見聴取の結果、不明点が解決されると臨宅調査へ移行せず、調査が終了する。  
仮に、臨宅調査へ移行した場合も事前に論点が絞られるため、早期決着が可能。

## 6. 事前打合せ

### 【対応例】

- 税務調査当日の流れ(後掲)を納税者（相続人）に事前に案内しておく
- 当日の納税者（相続人）の対応方針を事前に説明しておく
  - 聞かれたことに対して、答えられることは答える
  - 尋問ではない、分からないことは答えなくてよい
- 通帳の保管場所やメモを確認しておく
  - 税務署が見るところなので、それを事前に確認共有する
- 申告時に把握していた争点になりそうな事項をおさらいしておく
  - 申告後から税務調査まで期間が空き納税者（相続人）も忘れているので思い出してもらう

## 7. 税務調査当日の流れ

<b>10時～12時</b>	<b>【聞き取り調査】</b>  被相続人の略歴、財産管理方法、入出金 相続人の略歴、所有財産など
<b>12時～13時</b>	<b>昼休憩</b>
<b>13時～17時</b>	<b>【現物確認】</b>  引出、金庫、通帳、印鑑など

## 7. 税務調査当日の流れ

<午前>

おおむね次の点について質問されます。

### ① 『被相続人』

- 略歴関係
- ・ 故人の出生場所から現在までの居住地の変遷
  - ・ 故人の職歴、趣味
  - ・ 故人の死亡の原因、死亡までの病状（意思能力）、入院先、入退院の経過、老人ホーム等施設の入居
  - ・ 遺言書の有無



## 7. 税務調査当日の流れ

<午前>

おおむね次の点について質問されます。

### ① 『被相続人』

管理関係

- ・ 相続財産をどのように確認したか
- ・ 故人の書類（特に権利書、実印、通帳、株券等）の保管場所はどこか
- ・ 貸し金庫はあるか（ある場合は当日行く場合があります）
- ・ 故人のお金の管理方法（日々のお金・預金の出し入れ）
- ・ 本人が管理していたか、または親族の誰か
- ・ 死亡直前は誰が行っていたか
- ・ 有価証券類の保護預りはあるか（どこの証券会社か）



## 7. 税務調査当日の流れ

＜午前＞

おおむね次の点について質問されます。

### ① 『被相続人』

- 入出金関係・不動産賃料の入金方法・現金集金、  
管理会社の有無（物件別に）
- ・故人の家族の1ヶ月の生活費
- ・光熱費などの支払口座
- ・借入金の使いみちは



## 7. 税務調査当日の流れ

### ② 『相続人』

**略歴関係** ・ 相続人の家族構成、**職歴**、収入の有無

**原資関係** ・ 相続人の自宅所有の有無、購入資金  
・ 相続人（当日立ち会う方。以下同）が生前贈与されたものはあるか  
・ 配偶者の両親からの相続した財産はあるか

**貯蓄関係** ・ 相続人の取引している銀行・証券会社、その支店名  
・ 相続人の保有している株式、不動産等  
・ 相続人の郵便局関係の商品はあるか

## 7. 税務調査当日の流れ

### <午後>

①午前中の質問に基づき次の調査を行います。

- ・各部屋の引き出し類の中身の確認・金庫の中身の確認

②上記から次のものを出してきて現物確認をします。

- ・預金通帳、定期預金・割引債券証書、株券、保険証券
- ・ハンコ（実印、認印）（故人、同居親族分）
- ・各ハンコの使用目的（故人、同居親族分）
- ・金融機関の計算明細、各種支払の請求書・領収書
- ・権利証、実測図面類、建築確認通知書
- ・過去の不動産売買契約書
- ・老人ホームの入居契約書



## 8. 税務調査当日の対応

### 【対応例】

- 昼休みの時間はそうそうに切り上げ  
(税務署は、予定通り1時間休む)

当社も知らなかったことがなど出てくるので  
内々でお客さまと話をする。

午前中は、何を調べに来たかよくわからないことが多い。  
だんだん分かってくる場合と分からない場合がある。

## 9. 決着までの流れと対応

- **税務署は、調査が終わると「調べて連絡します」としてそのまま帰る。後日、黒ならその内容を指摘してくる。グレーの部分については、税理士としての見解を聞いてくる。**

例えば、

5年前に被相続人からお子さんの口座へお金が動いています。しかし、調査の時に相続人は「覚えていない」と言っていました。認識がないのであれば、贈与ではないですよね？  
ということは、名義預金になると思うのですがレガシィさんとしては、どう思われますか？

- **実は、銀行調査等を事前にしていて、最初から分かっている調査に入ってくる。その上で、ヒアリングでさりげなく、  
「お父さんから贈与を受けたことがありますか？」  
「〇〇銀行の通帳は、お父さんが管理されてたのですか？」  
「認知症になってからは、通帳は〇〇さんが管理されているのですね？」  
などと聞いていた。  
これらが結局、指摘してくるお金の動きと連動している。**

## 9. 決着までの流れと対応

### 【対応例】

- それを踏まえ、午前中のおしゃべりの時に聞かれたことに対して、答えられることは答える。答えられないことは、答えない。

答えられないことは、悪いことではない。  
黙っていると疑われる、と思うのは勘違い。

中途半端に答えると、逆に、その点について突っ込まれる。  
何年も前のもともとハッキリしないことを答える必要はない。

相続人と事前打合せが重要。

## 9. 決着までの流れと対応

### 【対応例】

- 税務署が指摘してくると、一般的にはお土産を渡してしまうことが多い。そうすれば、調査は終わる？
- 税務署も決裁を受ける理由が必要。  
税務署を納得させる理由を書面で提示する。
- 入口から間違えない。  
最初から最後まで税務署が言ってきた通りの対応？
- 税務署から聞いたものは、すべてお客様に伝える。  
その上でお客様に判断していただく。

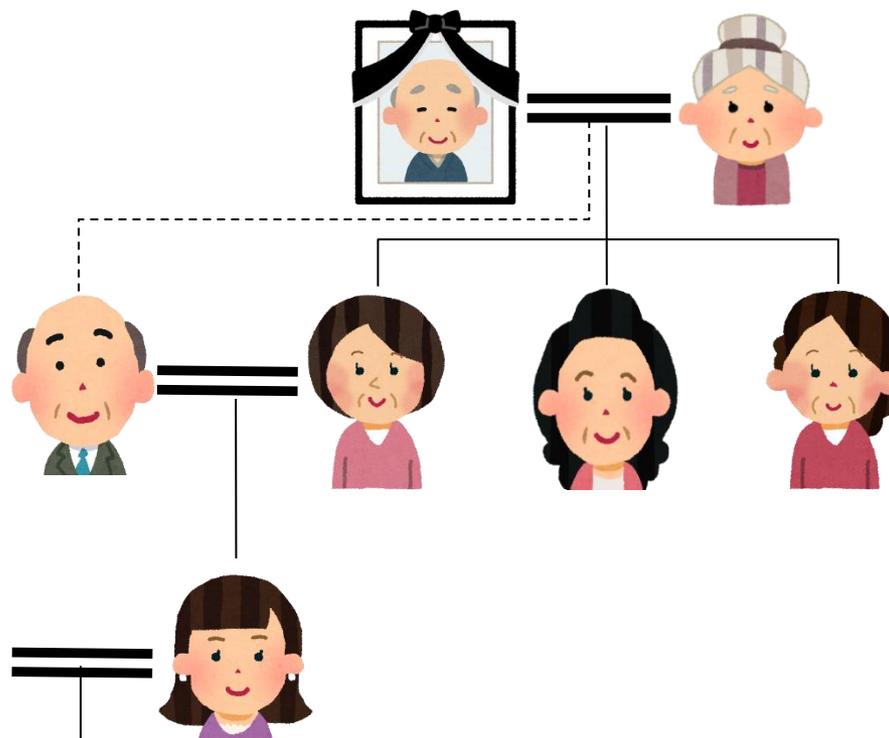
## 7. まとめ

### 【対応例】

- お客様の気持ちを最優先にした対応
- 事前打ち合わせで対応方法を確認する
- 税務当局の考え方を理解し折衝を行う
- 必要に応じて根拠資料を書面で作成して提出する

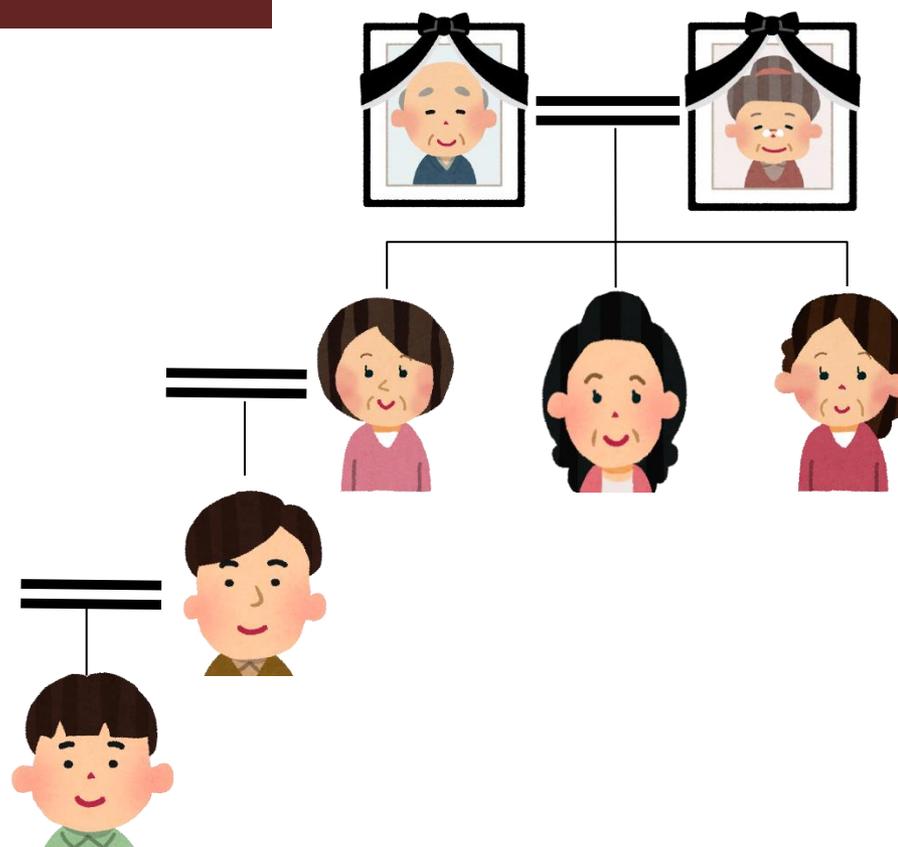
# 3. 対応事例

# 1. 事例概要



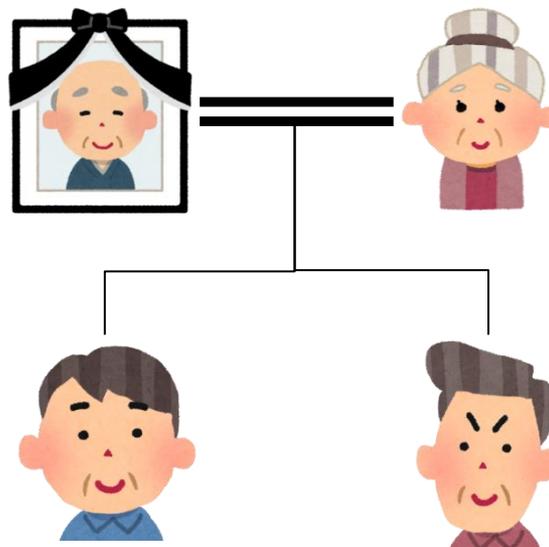
- ・ 被相続人は非上場会社の創業者だった
- ・ 財産総額：600百万円、うち非上場株式：250百万円
- ・ 被相続人所有非上場株式を生前親族（未成年のひ孫含む）に贈与していた

## 2. 事例概要



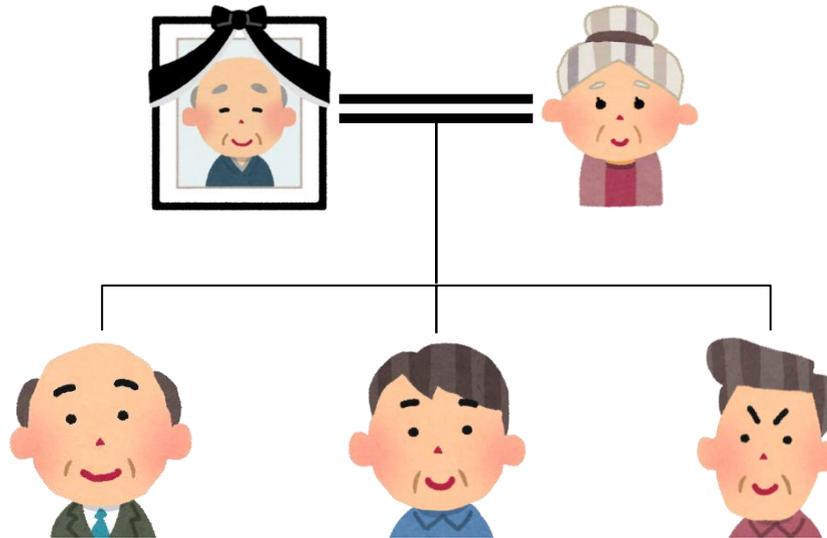
- ・ 被相続人は上場企業創業者（すでに他界）の妻だった
- ・ 財産総額：1400百万円、申告時相続人間で揉める
- ・ 生前の出金が頻繁かつ多額にあり、お年玉も高額だった

### 3. 事例概要



- ・ 財産総額：250百万円、うち金融資産：75百万円
- ・ 申告当時、被相続人名義の預金通帳のうち繰越済通帳が見つからなかった
- ・ 調査直前に見つかった預金通帳からは300百万円超の引出しがあった

## 4. 事例概要



- ・ 被相続人は非上場会社の創業者だった
- ・ 財産総額：8200百万円

## 4. Q&A

調査官のこの対応にどう返す？

# 1. Q&A 調査官のこの対応にどう返す？

こんなこと言われたときに税理士としてどう返しますか？

Q1 お客様に同じことをしつこく繰り返し聞いてくる

●なぜ、しつこいのか？

税務署としては、そこに言わせたい何かがある  
そこに話をまとめようとするポイントがある

## 【対応例】

分からないことは分からない

あくまでも相続でのこと 10年前のことがどうであったかは分からない

曖昧になるのは当たり前

分かったときに応えるので、今この場ではこれ以上は対応させない

## 2. Q&A 調査官のこの対応にどう返す？

こんなこと言われたときに税理士としてどう返しますか？

### Q2 別の場所を見たいと言われた

- 応接間で対応しているのに、寝室や書斎など別の部屋・場所を見たいと言ってきた

税務署としては、見るのが義務 現場がどうだったか  
関係しそうな他のものがないか探したい

#### 【対応例】

理由を聞く

一緒について行く

### 3. Q&A 調査官のこの対応にどう返す？

こんなこと言われたときに税理士としてどう返しますか？

Q3 調書に署名してくれてと言ってきた

- 調書を取りたがる調査官がいる。
- 税務署としては、署名を盾に「言ったでしょ」という形にしたい。

#### 【対応例】

署名しなければならない法的根拠はない

仮想隠蔽がなかった事実をあえて調書に書かせる

## 4. Q&A 調査官のこの対応にどう返す？

こんなこと言われたときに税理士としてどう返しますか？

Q4 相続人や相続人以外の通帳を見たい、と言ってきた

- 被相続人だけでなく、相続人、相続人外の通帳を見たい、とか写真を撮りたいとか言ってくる調査官もいます
- 税務署としては、プレッシャーをかけたい。範囲を広めれば拾える情報も増える

### 【対応例】

言えば全部出すということではない

調査官だからと言ってなんでもかんでも出せというのはいかななものか？

ちゃんと目的があって言っているのか？

職権で銀行から取れるのでは？

釘を刺して、その場の空気をつくることも大事

こちらとしては、範囲を広げたくない。早く終わらせたい本音もある 40

忙しいこの時期は特に！

# 先生の業務効率を助ける レガシィの提携システム



## 先生はどちらのタイプのお悩みをお持ちでしょうか？

もっと仕事を増やしたい！ ↓

自身の専門知識で役に立ちたい、  
仕事を増やしたいが、その機会がなかなか無い

仕事を手伝ってほしい！ ↓

対応の難しい業務があった際、  
身の回りに頼める土業を見つけることができず苦勞する

もっと仕事を増やしたい！ ↓

### ☑ 相続税申告業務

主に財産規模 5,000 万円～2 億円の申告案件

レガシィは相続専門の税理士法人として、年間 2,000 件以上の相続税申告業務に対応しております。案件対応はレガシィ提携のグループ土業にて対応いただいております。ご対応いただくベースは年間数件からでも可能です。自事務所の業容に応じて柔軟に対応させていただきます。

※レガシィ提携のグループ土業制度へご関心のある方は右記ページ下の QR コードからお問合せください。

### ☑ 所得税・法人顧問関連業務

確定申告・法人顧問の請負い

仕事を手伝ってほしい！ ↓

### ☑ 相続税申告業務

こんなケース

- ・繁忙期に相続税申告の依頼がたてこんだ
- ・申告期限まで短い
- ・土地評価や非上場株の評価が複雑
- ・納税や分割に不安がある
- ・相続人間の調整に手間がかかる

こんなお手伝いできます

- ・財産評価へ申告、税務調査まで全て引受け
- ・財産評価のサポート

### ☑ 事業承継案件

こんなケース

- ・事務所体制より承継税制への対応、継続管理に不安がある
- ・金融機関からの提案に対し、関与先から意見を求められている
- ・後継者問題で悩みの関与先がある

こんなお手伝いできます

- ・事業承継税制への対応サポート
- ・資産税専門家によるセカンドオピニオン、第三者としての公平な目線でアドバイス

### ☑ 遺言

こんなケース

- ・遺言執行人を頼まれている
- ・信託銀行などで遺言信託を検討している

こんなお手伝いできます

- ・公正証書遺言の作成支援
- ・相続税試算、分割シミュレーションまでワンストップ対応可

### ☑ 相続不動産関連業務

こんなケース

- ・相続不動産の売却
- ・空き家の相続や納税資金確保の為の売却
- ・物納要件整備、借地整理など

こんなお手伝いできます

- ・相続特化の不動産関連業務 (株式会社レガシィで対応します)
- ・売却から有効活用まで納税者、相談者に最も有利な提案内容を税務目録を取入れて対応します



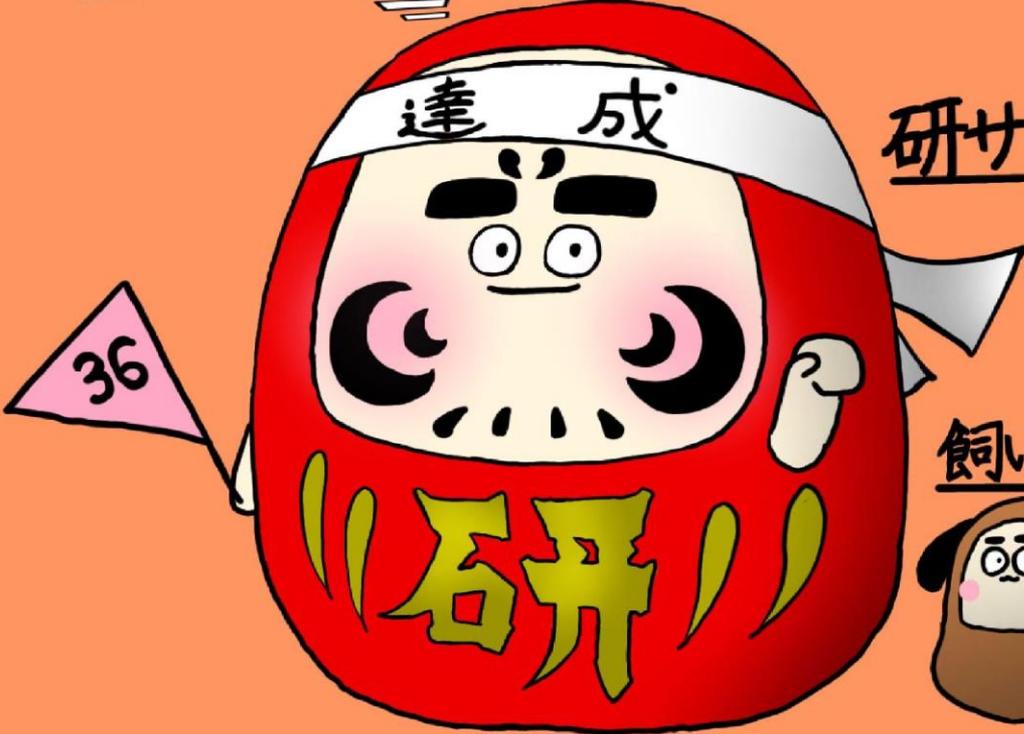
手伝ってもらうメリットは何ですか？

- ・「顧問税理士事務所」×「相続専門事務所」で提案力アップ
- ・税務案件は報酬の 20%、不動産仲介業務は報酬の 50%を業務分担料としてお支払い
- ・役割分担により作業負担軽減 他業務への注力など事務所の人員体制に応じた支援が可能

※レガシィでは所得税・法人顧問業務は対応していません。資産税のみワンポイントでお手伝いさせていただきますのでご安心下さい。

# 080-7958-2777、syo.hayashi@legacy.ne.jp までお気軽にご連絡ください。

京橋支部研修部



研サブロー

飼い犬研ジロー

